

うきは市告示第73号

平成28年第5回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年11月30日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成28年12月9日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

伊藤 善康君

諫山 茂樹君

岩佐 達郎君

大越 秀男君

高山 敏枝君

三園三次郎君

藤田 光彦君

櫛川 正男君

---

○12月12日に応招した議員

---

○12月13日に応招した議員

---

○12月20日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 第5回(定例) うきは市議会 会議録(第1日)

平成28年12月9日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年12月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第86号から議案第101号まで16件、陳情第1号から陳情第2号まで2件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 議案第93号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市専用水道給水条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第95号 うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第99号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第101号 うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第87号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第88号 平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第89号 平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第90号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第91号 平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第92号 平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 陳情の委員会付託(陳情文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第86号から議案第101号まで16件、陳情第1号から陳情第2号まで2件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 議案第93号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市専用水道給水条例の一部改正について）
- 日程第8 議案第95号 うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第99号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第101号 うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第87号 平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第88号 平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第89号 平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第90号 平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第91号 平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第92号 平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 陳情の委員会付託（陳情文書表）

---

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鏑水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君                      記録係長 浦 聖子君  
記録係 伊藤 諒平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	高木 典雄君	副市長	……………	吉岡 慎一君
教育長	……………	麻生 秀喜君	市長公室長	……………	石井 好貴君
総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………				瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和对策室長	……………				安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………				田籠 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君
浮羽市民課長	……………	山田 昭紀君	自動車学校長	……………	今村 一朗君
総務法制係長	……………	大石 恵二君	財政係長	……………	高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開会

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めましておはようございます。

ただいまから平成28年第5回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番、大越秀男議員、12番、高山敏枝議員を指名します。

---

## 日程第2. 会期の決定について

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日12月9日から12月20日までの12日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月9日から12月20日までの12日間と決定しました。

---

## 日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より、諸般の報告をします。

お手元に配付しています諸般の報告文書をごらんください。

10月12日、筑後川未来空間形成推進期成会要望活動が実施されました。

以下、各会議等が開催されましたので、御報告いたします。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、ごらんください。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成28年第5回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本12月定例会は、条例の制定や補正予算などに関して御審議をお願いするわけではありますが、第4回定例会以降、本日までの主だった事業等について、御報告をさせていただきます。

実りの秋、スポーツの秋、文化の秋ということで、市としてもさまざまなイベント等の取り組みを行ってまいりました。議員の皆様には、積極的な御参加をいただき、ありがとうございました。

まず、JAにじ管内の今年の農作物の状況について、お知らせをいたします。

本年につきましては、特に大きな被害は発生しなかったものの、7月から9月にかけての天候不順により、生産に影響がありました。

平成28年産水稻の作況につきましては、梅雨明け以降、高温多照に経過したものの、9月以降の秋雨前線や台風16号の接近による風雨により、倒伏等の被害が見られ、指数は県全体では

100の「平年並み」となっていますが、筑後地域においては、98の「やや不良」となっております。

果物につきましては、柿は「富有」が現在出荷中ではありますが、柿全般について昨年と比較しますと、小玉傾向で、生産量は8割程度と昨年を大きく下回る見込みではありますが、単価については若干高目で推移している状況であります。生産量減少の原因、要因につきましては、秋口の長雨による病害虫の発生が大きいことが考えられます。

梨につきましては、およそ全ての品種において、昨年を上回る115%程度を生産量となっております。単価は、ほぼ平年と同額となっております。

ブドウにつきましては、夏場の渇水の影響で、昨年を下回る90%程度の生産ではありますが、単価は5%増しとなっております。

総合的に見ますと、7月から8月にかけて、平年の3割程度の降雨による渇水、9月の天候不順による平年の5倍以上の多雨の影響により、単価は昨年を少し上回るものの、水稻や果物については生産量の減少となっており、ことしも厳しい状況となっております。

9月22日、「第9回うきはYOSAKOI祭り」が開催され、九州・山口から参加した過去最多となる46チームが、吉井地区の4会場で迫力ある演舞を披露していただきました。

9月24日、かわせみホールで戦没者慰霊式が開催され、遺族を初め各界からの参列者が戦没者への哀悼の念を捧げました。戦後71年の歳月が過ぎ、戦争体験の風化が言われる中、ことしから浮羽究真館高校、市内中学校からも生徒代表が参加し、悲惨な戦争を後世に語り継ぎ、平和でよりよい日本を築いていくことを誓う式典となりました。

9月27日、市とJAにじが昨年建設した新規就農者育成の研修施設「うきはレインボーファーム」の第1期研修生の修了式を行いました。研修生の皆さんは、1年間のトマト栽培技術の習得研修を修了し、それぞれの道を歩み始めます。新たに3人の研修生を迎えた「うきはレインボーファーム」では、今後も積極的に新規就農者の育成に取り組んでまいります。

10月1日、新川地区本村の棚田において、「棚田お月見会」と銘打ったキックオフイベントが開催され、夜の棚田でのバンド演奏や地元の食材を使った飲食ブースも設けられました。新川地区本村では、10月から3,000個のLED照明が秋の夜の棚田を彩っております。この取り組みは、ヒガンバナの景勝地としても知られる景観を守ろうと、地元の「新川の景観を守る会」が2008年から取り組んでいるもので、ことしで9回目を迎えました。

同じく10月1日、白壁ホールにおいて、地域と警察が一体で交通事故、犯罪、暴力団のないまちの実現を目指して、「うきはの里安全安心まちづくり市民大会」が開催されました。当日は、市小中学校PTA連合会による「安全安心まちづくり宣言」、福岡県警カラーガード隊・音楽隊によるアトラクションなど催され、参加者全員で大いに防犯の機運を高めたところでございます。

10月8日、山本幸三地方創生担当大臣が本市に来庁され、八女市と進めているフルーティールランド構想や、本市が進めている地方創生事業について、意見交換を実施いたしました。大臣からは、「いつの時代も日本を変えてきたのは地方であり、国と地方が総力を挙げて地方創生に取り組むことで、人口減少・少子高齢化というピンチをチャンスに変え、活力ある日本社会を実現していきたい」と激励の言葉をいただき、将来のうきは市を見据えた地方創生の推進に向け、決意を新たにしたところであります。

10月10日、スポーツアイランドにて、第12回うきは市民運動会を開催いたしました。多くの皆さんに参加をいただき、市民の交流が図られ、盛会のうちに終了することができました。今後とも、市民の皆さんのスポーツの振興と健康増進、さらには住民相互の親睦を図ってまいりたいと考えております。

10月11日、「ななつ星in九州」の運行3周年を記念して、山春保育所、幸輪保育園の子供たちとひよっこ踊り愛好会の皆さんが、JRうきは駅と山春保育所で小旗を振って歓迎を行いました。さらに、歓迎に参加された方には、ななつ星にも提供されている「うきはの旬のフルーツ」も振る舞いました。15日には、ななつ星の運行3周年記念出発式がJR博多駅で開催され、山春保育所の子供たちが一日駅長として招待されたところであります。運行開始から3年間、自然な形で関係が続き、うきはのおもてなしの心が世界に発信をされているところであります。

10月18日、私どもの悲願でもあります主要地方道八女香春線合瀬耳納トンネルが貫通いたしました。平成26年7月27日の起工式からの地元住民の御協力と工事関係者の御努力に、心から感謝を申し上げます。今後の関連工事の無事故・無災害と一刻も早い全面供用を願っているところであります。

10月24日、昨年1月に開催されたフランス料理世界コンクールの日本代表として世界5位を受賞したうきは市吉井町出身で兵庫県芦屋市のレストラン料理長、高山英紀シェフを講師にお招きし、昨年の姫治小学校に続き、ことしは小塩小学校の全校児童を対象に、「味覚の授業」を実施していただきました。高山シェフには、子供たちと一緒に給食も調理し、食事を楽しんでいただいたところであります。

10月29日・30日には、うきはアリーナにおいて、「うきは祭り2016」を開催いたしました。ステージイベント、食と農の健康祭りなど出店ブース、木育キャラバン、そば打ち体験、野外では飲食バザーや触れ合い動物広場でにぎわい、うきはを丸ごと体験できる内容が盛りだくさんとなりました。また、友好都市の北海道枝幸町のほか、長崎県平戸市や壱岐市、群馬県下仁田町、各地区自治協議会などによるブースも所狭しと並びました。また、横綱白鳳の育て親で、うきは市浮羽町出身の大相撲の宮城野親方からの化粧まわしの返還イベントも開催されました。

市内、市外から多くの皆さんでにぎわい、交流がさらに広がり、盛会のうちに終了することができました。

1 1月1日から3日にかけて、白壁ホールを中心に、第12回うきは市民文化祭を開催いたしました。この日のために練習を積み重ねた展示・芸能のすばらしさを伝える祭典となりました。身近な芸能文化に触れる機会として、多くの皆さんに参加をいただいたところであります。

1 1月5日・6日の2日間、「バレーボールチャレンジリーグ女子 in うきは大会」が、うきはアリーナで開催され、全国から集まったバレーボール女子全4チームによる白熱したプロの試合が行われました。初の試みとなった今大会でありましたが、多くのファンが来場し、大いに盛り上がりを見せました。

1 1月7日、ことし2月にオープンした福岡市中央卸売市場「ベジフルスタジアム」にて、榎原久留米市長、川原JAにじ組合長とともに、うきは・久留米産の柿のトップセールスを実施いたしました。甘柿の生産量全国2位の福岡県において、耳納連山北麓に柿畑が広がる柿の一大生産地のうきは市と久留米市では、12月上旬まで、九州管内を初め東京、関西に向けて、出荷が続いているところあります。

1 1月10日、うきは市民センター3階大会議室にて、オランダ政府の国際文化協力推進機関ダッチカルチャー及び在日オランダ王国大使館の主催による「エキスパートミーティング」のホストシティとしての国際会議を開催いたしました。日蘭のパネリストが少子高齢化や地方の過疎化といった世界共通の課題に取り組む新しい動きを紹介し、地方発信・ボトムアップ型での地域活性化の手法や、これからの生き方をともに議論をいたしましたところであります。

最後に、県市長会、九州市長会についてであります。10月11日には、本市において第131回福岡県市長会を開催いたしました。福岡県市長会は、県内28市長で構成され、春と秋の年2回、各市持ち回りで開催されております。今回はうきは市での開催となり、私も開催市の市長として、皆様を精一杯おもてなしをさせていただきました。当日は、県内各市の抱える課題の解決に向け、国・県に対して行う要望事項等について議論を行いました。

また、10月13日・14日には、大牟田市において、第119回九州市長会が開催され、熊本地震を教訓に災害時の自治体連携を強化するため、防災部会を新設をしたところであります。部会は、政令市と県庁所在都市、中核市の11市で構成し、初会合では、被災市が特に危機的な状況にある災害発生から1週間以内に首長同士が直接連絡をとり合い、物資や職員を送り込む独自のネットワークを築く方針を確認したところであります。

以上、御報告させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。



---

#### 日程第4. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第86号から議案第101号まで16件、陳情第1号から陳情第2号までの2件を上程いたします。

---

#### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成28年第5回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

早いもので、本年も既に12月となり、余すところ3週間余りとなりました。議員の皆様方におかれましては、何かと気ぜわしい状況かと思われます。現在、国のほうでは、本年の8月2日に閣議決定を行った、未来への投資を実現する経済対策に基づく平成28年度第2次補正予算が、10月11日に参議院本会議で可決成立したところを受け、地域の活力を高めるために喫緊に必要とされる施策を展開しているところであります。

この中では、特に地方創生の推進、一億総活躍社会の実現、TPP対応等が大きな課題となっており、地方創生拠点整備交付金を初めとした関連施策についても、その内容が明確となり、現在、事業が進められているところであります。

うきは市におきましては、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略に基づき、このような国の新たな施策にかかわる動向を踏まえながら、早急に対応が必要とされる事業を、議会と執行部とが連携して展開を図ることにより、うきは市の活性化に結びつけていくことが求められております。国際情勢を含め、我が国を取り巻く社会経済環境が不安定性を増す中、国のほうも臨機応変な対応が求められており、施策展開におきましてもスピード感を持った対応が図られております。

このような状況を踏まえ、うきは市としましても、社会の動きを注視しながら、迅速な施策対応を図ってまいり所存でありますので、議員の皆様のお協力をよろしくお願い申し上げます。

今後、年末年始を迎えるに当たり、何かと用務が重なり、議員の皆様におかれましても、公私ともに多忙な状況にならうかと思いますが、活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、本日提案をしております議案は、条例案件8件、予算案件7件、その他の案件1件の合計16件となっております。

まず、議案第86号から議案第92号までは、平成28年度補正予算についてであります。

議案第86号は、平成28年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2,062万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ168億2,698万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市民税6,174万3,000円、固定資産税4,021万4,000円、軽自動車税1,268万8,000円、国庫負担金4,251万5,000円、国庫補助金1億2,973万8,000円、県負担金2,031万9,000円、県補助金1,083万9,000円、基金繰入金9,974万6,000円、市債1億500万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では、総務管理費1億9,980万3,000円、民生費では、社会福祉費2億2,361万2,000円、生活保護等対策費2,186万9,000円、農林水産業費では、林業費4,406万9,000円、土木費では、道路橋梁費1,830万円、教育費では、社会教育費5,807万6,000円、諸支出金では、特別会計繰出金3,150万円の増額補正と、農林水産業費では、農業費5,384万円、教育費では、小学校費1,711万5,000円、公債費1,258万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第87号は、平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,085万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億4,617万4,000円とするものでございます。

歳入は、国庫補助金140万4,000円、療養給付費等交付金478万3,000円、前期高齢者交付金466万7,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、保険給付費では、高額療養費3,500万円の増額補正と介護納付金2,414万6,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第88号は、平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。補正の内容につきましては、総務費では、総務管理費52万1,000円の増額補正と予備費52万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第89号は、平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。補正の内容につきましては、学校費では、事業費700万円、予備費39万7,000円の増額補正と、学校費では、学校管理費739万7,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第90号は、平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億6,902万3,000円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金3,150万円の増額補正と、市債3,950万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、公共下水道事業費200万円の増額補正と、総務管理費255万9,000円、公債費548万6,000円、予備費195万5,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第91号は、平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。補正の内容につきましては、総務費では、総務管理費28万円の増額補正と、予備費28万円の減額補正を計上いたしております。

議案第92号は、平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算内の補正を行うものでございます。補正の内容につきましては、総務費では、総務管理費2万1,000円、予備費14万3,000円の増額補正と、公債費16万4,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第93号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

市営住宅新治団地の建てかえに伴い、新たに専用水道給水を開始するに当たり、うきは市専用水道給水条例の改正について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第94号は、うきは市ふるさと・まごころ基金条例の制定についてであります。

ふるさと納税の増加に伴い、ふるさと納税による寄附金を適正に管理及び活用し、うきは市のまちづくりを応援する寄附者の思いを具体化するため、うきは市ふるさと・まごころ基金条例を制定するものでございます。

議案第95号は、うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

御幸コミュニティーセンターの移転及び福富コミュニティーセンターの建設に伴い、所在地等の改正が必要となりますことから、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第96号は、うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市男女共同参画センター移転に伴い、所在地等の改正が必要となりますことから、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第97号から議案第100号は、人事院勧告等に関連した議案となります。

議案第97号は、うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第98号は、うきは市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましても、人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第99号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第100号は、うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましても、人事院勧告を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第101号は、うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

県公営住宅蓮町団地の専用水道の使用料に関して、条例の一部改正を行うものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、改めて担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

---

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出がございましたので、その調査報告を求めます。

ここで、各委員長に御協力をお願いいたします。議事進行の関係上、調査報告につきましては、できるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、閉会中の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、御報告を申し上げたいと思います。

今回の調査のテーマは2つございまして、1点目が、観光戦略に関する調査、2点目が、農業政策に関する調査でございます。議長のほうから簡潔にということでございまして、お手元に配付されておりますように資料添付をわかりやすくいたして、わかるように努めておりますので、なるべく簡潔に要点のみを御報告申し上げたいと思います。

まず第1点目の、観光戦略に関する調査でございます。

ことし10月の25日にうきは市民センターのほうで、うきはブランド推進課との意見交換を実施したところであります。出席は、委員会、それから副議長が特別に御参加いただいております、職員、それから地域おこし協力隊含めて19人で行っております。

調査の趣旨でございますが、地域資源を生かした地方創生「うきはルネッサンス総合戦略」の主体を成す「観光戦略」をテーマに、うきはブランド推進課及びうきは市観光協会の取り組み、とりわけ地域おこし協力隊10人のミッションとその活動、さらにはふるさと納税への新たな挑戦等についての現況報告をもとに、うきは観光の方向性と観光基盤の確立に向けた意見交換を行ったものでございます。

調査の概要でございますが、パワーポイントにより、うきは市ブランド推進課が取り組む「うきは市の観光戦略」の方向性とその概要を基軸として、地域おこし協力隊それぞれのミッション及びふるさと納税戦略への取り組み現況について、報告を受けたところであります。

主な議論でございますが、二、三、主なところを申し上げたいと思います。

まず、ことしの7月、道の駅で900人にアンケートが実施されております。「道の駅で何をしたいのか」という問いについては、85%の方が買い物、11%が自然景観で、買い物の主流は、やはりフルーツということであります。

次に、観光のスタイルの変化、目指すべきは体験型の「うきはスタイルの観光」ということであります。これまで高齢者ばかりだった観光客層が、若いカップルや若い家族連れが多くなって、それに合わせた店が幾つも生まれてきているようであります。要は、今は観光は団体から個人へというスタイルが変化をしているということであります。

次に、入り込み客の圏域——地域ですね。県内、福岡県内が65%、大分県が13%、佐賀県11%で、全体の8割が近県からお見えになっておられます。特に、福岡県の65%の中で、福岡市が約20%、久留米市が18%ということで、車で1時間圏内が全体的に多いという結果になっております。

参考までに、日帰りが83%、市内宿泊が2.9%という数値が出ております。ほかにも、要点のみを非常に重要な点を列記しておりますけれども、これは資料をごらんをいただきたいと思っております。

所見でございますが、余裕を見て3時間の時間設定をいたしておりましたが、この内容につい

て、もう1日あっても足りないような、協力隊を中心とする取り組みの展開がございました。

特に、地域おこし協力隊の先人、3年になりますけど、一番最初の年度の4人の方が3年に、最終年度に至っております。かつてなき先進かつ斬新なアイデアや個性的能力の実践によって具現的な成果も見え始めており、何よりうきはブランド推進課が市民センターに設置されたことで、庁舎内に活気がみなぎっていることも「うきはルネッサンス総合戦略」の拠点とする意気込みを成しているというふうに感じております。

まして、卒業間近な協力隊がうきは移住を希望している発言からも、「うきは観光戦略」の実現にとって、大なる礎となることを確信するものでございます。

次に、農業政策に関する調査でございます。

まず、福岡市の福岡青果市場、「ベジフルスタジアム」のほうに調査に出向をいたしました。この調査につきましては、4月の熊本地震がございまして、5月に予定しておりましたけども、半年ほど延期をさせていただいたところでございます。

11月の8日、先ほど市長の行政報告でありましたが、前日の11月7日は、高木市長、それから久留米の植原市長が、柿のトップセールス、これはテレビでも放映されたところでございまして、その翌日に我々がこのスタジアムのほうに視察に行ったわけでございます。

出席者は、委員会と農林振興課の係長、それから事務局で、9人で出向いたしております。

調査の趣旨でございますが、うきは市の基幹産業である農業の将来を見据え、国を二分する政策論議が展開しているTPPなどグローバル経済に向け、九州農産物の輸出拠点とする福岡青果市場と、耕作放棄地、農業後継者対策に取り組む山口市、農事組合法人を30年前から設立し、中山間地で農業に取り組む農事組合法人おくがの村において、それぞれの現状や課題などの調査を行ったところであります。

まず、福岡青果市場でございしますが、これも概要を資料として添付いたしております。

1番の概要でございますが、既存の青果市場3カ所を統合して、東区のア일랜드シティに青果市場を整備したところでございます。この方式は、PFI方式、いわゆるプライベート・ファイナンス・イニシアチブという略でございますが、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法で建設がなされているところでございます。

建設費は199億円、規模が用地面積15万平方キロメートル、福岡のヤフオクドームの2個分に該当いたします。あとは、関連会社として、大手の大同青果が主体として、その市場の中にございます。

次に、市場の機能——特徴でございますが、取引は、約84%が相対取引、競りじゃなくて相対取引になっております。いわゆる大口の業者との取引でございます。あと16%は競り取引、

小口の生産者で行われております。

このベジフルスタジアムの特徴としては、コールドチェーン、いわゆる低温流通体系の導入が、この大きな基本的な特徴であります。

また、安心安全の取り組みとして、市場のブランド化を図るため、低温卸売場の拡大で鮮度を保つことで、旧青果市場の7倍の広さとなり、現状では日本一の規模を誇っているということでございます。

特に、安全衛生については、残留農薬等の検査によって、食の安全安心に抑止力を発揮しているところでございます。

それから、海外輸出でございますが、これが一番の目当てとして行ったんでございますが、法の改正によって、卸売も輸出の取り組みができるように緩和されております。九州経済連合会の傘下に、九州農水産物直販という会社がございまして、香港のデーリーファームと連携して、青果物の全品をそろえ、輸出できる仕組みを整えてございます。大同青果と日本郵船の関連企業で開発したのがCA—Controlled Atmosphere—というコンテナでございまして、コンテナ内の青果物の呼吸をコントロールすることによって鮮度を保持する。実験の結果として、イチゴでございますが、今のところイチゴのみが香港に出荷されているということでございます。

コストについては、空輸による輸送をこれまで行ってきましたが、この冷蔵技術によって10分の1で輸出のコストが抑えられるということでございまして、逆にこの香港に出すイチゴについては、国内の10倍の値段をつけても売れるということでもございました。

最後に、取引総額でございますが、年間700億円、この3%が福岡市の収入になりまして、約21億円が年間収入となるということでもございます。

ここでいろいろやりとりをいたしまして、主な質疑等の概要でございまして、農産物輸出の現状、今TPPのグローバル経済に向けての自由貿易の話が、しっかりいろいろ議論があるところでございますけれども、まだこのベジフルスタジアムについてはイチゴのみで、今のところまだ、今後どうするかについては未知の状態であるということでもございます。

それから大事なことは、生産者価格の向上という点で、委員会のほうでも重点的にこの辺の質疑があったところでございます。結局、相対取引、大手の取引を行いますと、生産者からすると値段が叩かれるということで、今、もうかる農業等々、国がしっかり言ってますけれども、この辺にも大きな課題があるんじゃないかということでもございます。

それから、JAにじの出荷でございますが、甘柿、ブドウ、ニンジンなどは、うきは地区で総合して1,067トン、およそ2.6%が出荷されておるようでもございます。うち果実については、1万1,800トンのうち1,430トンが柿ということでもございます。あとは、記載のとおりで

ございますので、後でござんいただければというふうに思います。

次に、ベジフルスタジアムの調査に出向きました所見として、踊る国の農業政策「攻めの農業・もうかる農業」、グローバルな自由貿易を目指した国益の進展に国論を二分する中、フルーツ王国、基幹産業であるうきは市の農業振興に向け、巨大市場の進出による農産物の海外輸出の現状と今後の動向を見分したが、TPP等の動向にかかわらず、ユネスコの「和食」無形文化遺産登録による日本食材の世界進出が台頭すると同時に、冷蔵技術や輸送手段等の革新とも相まって、農業者の高齢化、担い手不足等の諸課題が、やがて進展への時代到来をくしくも期待いたしたところでございます。

ちなみに、これは12月の6日の筑後版に、西日本新聞ですね、皆さんござんになったと思いますが、「うきは富有柿、タイへ」という、11農家がタイのほうに柿を直接輸出するという新聞記事が大きくカラー写真で出ております。私として、これが市の政策によってこれがなされたんなら非常にありがたいと思ったんですけども、みずから若い生産者の皆様がこういう行動を起こしたということは、大変意義のあることだというふうに思いますし、今後の期待が大きく膨らむ要因になるのではないかとこのように思ったところであります。

次に、山口農業調査。調査の趣旨は、営農の先進地である山口市の「耕作放棄地対策」及び「農業後継者対策」について、山口市役所を訪問し、意見交換を行ったところでございます。

大変広大な市町村合併で、1,023平方キロということで、大きな市の面積を誇っているところでございます。ただここについては、うきは市との取り組みと大した相違ございませんでしたので、ネット、それから新聞報道によって、ここに選択したんですけれども、そこまでなかったというのが正直な印象でございます。

ところで、2点だけ申し上げておきたいと思います。山口県と市が連携しまして、国の新規就農給付金150万円掛ける5年間の対象、これは国のほうでは44歳まででございますけれども、これを50歳まで期間を長くして、この支援を行っておりますし、そのほか、いろんな支援体制が福岡県とは違って、多彩に農業者の支援を行っているということが1点でございます。

それから2点目が、うきはのレインボーファームに類する事業展開が行われておりまして、「山口市徳地チャレンジ農業」というのをやっております、新規就農者の育成に取り組んでいるところでございます。

最後になりますが、農業法人「おくがの村」、津和野のほうに行ってまいりました。ことしの8月の8日に、日本農業新聞の論説に掲載された「集落営農の活性化」に着目し、30年前に全国でいち早く農事組合法人を設立し、周辺地域との連携を進めた島根県特定農業法人ネットワークの糸賀盛人氏を訪ねまして、うきは市の危機迫る中山間地農業の継続と環境保全対策に資するため、その現況と今後の展開を追って、いろいろ調査してまいりました。



「おくがの村」の概要については、はっきり言って、いろいろネットでも調べても、いろんな本でも紹介されております。特に佐賀の農業作家である山下惣一さん、私もほとんどその本、読んできたところでありますが、この方がこのことに着目されておりまして、最後の資料に山下惣一さんの記事を載せてますんで、それ読んでいただければ明確にわかると思いますので、その点については割愛させていただきます。

最後、所見でございますが、今回、農業課題に関する調査は、山口市の耕作放棄地対策及び農業後継者対策、さらには、「おくがの村」では、中山間地農業の継続と環境保全をテーマにして実施をいたしました。

まず、山口市は、合併により広範な面積を擁しておりますが、農業構造は小規模ながらも中国地方は営農法人化が進化しており、現段階では徐々に経営統合による規模拡大が講じられ、高齢化、担い手不足等の課題を国政に沿った企業化が参考となりました。

「おくがの村」は、報道とはほど遠く、ただ代表の糸賀盛人氏の納屋、もう小屋の中で井戸端囲んでの委員の話を書くということでございましたが、素朴な人柄で、生まれる知恵の結晶が読み取れ、うきは市中山間地と重ねながら、今後の対策に資する調査でございました。

ただ、結論は、これらを牽引するリーダーがいなければ、これらの結果は生まれないと痛感をいたしましたところでございます。

以上、簡潔でございましたが、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 2ページの所見の中に、卒業間近な協力隊がうきは移住を希望しているということをうたわれているが、来年に4名の方が任期を終えるわけでございますが、この人たちは全部が定着していただくものかどうか、ちょっとそのところを教えてもらえませんか。

○議長（櫛川 正男君） 委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 個人情報を含みますんでということでこういう表現にとどめております。だから、個人情報はここで申し上げるわけにはいきませんが、非常にありがたい、このうきはにほれ込んで、ここで子育ても含めて永住したいという、3人でしたけども、3人の方の明確な回答でございました。よろしゅうございますか。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 直接、調査事項項目じゃないですけど、農業政策に関しまして、よく精査されていると思って感心した次第でございますが、3ページの福岡青果市場の規模なん

ですけど、(5)の下の市場の概要の中で、言っていることかどうかはちょっと疑問なんですけど、規模の用地面積ですね、15万平方キロメートルってありますけど、15万平方メートルじゃないかなと思います。

○議長(櫛川 正男君) 平方メートルですね。

○議員(14番 藤田 光彦君) はい。ちょっと言うべきことじゃないかなと思いますけど、些細なことで申しわけないですけど。

○議長(櫛川 正男君) 訂正されたほうがよろしいかなと思います。

○総務産業常任委員長(江藤 芳光君) ありがとうございます。キロを取り除いていただきますようお願いしておきます。誤りでございます。申しわけございませんでした。

○議長(櫛川 正男君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長(岩淵 和明君) それでは、引き続きまして、厚生文教委員会からの閉会中の調査報告をさせていただきます。

お手元に報告書をお届けしておりますし、それから資料として2枚、ちょっとコピーをしたものを取りそろえておりますので、御参照いただければというふうに思います。

まず1点目、重要文化的景観についての調査ということで、調査日はことしの11月16日、宇治市に伺いました。

調査の目的については、うきは市が現在進めております新川・田籠の水田・畑地など農耕に関する重要文化的景観認定に向けた構成要素や、申請に関する調査費用を予算計上しているところから、今後の審議の参考にするという目的で視察を行いました。

宇治市は、平成21年2月に、重要文化的景観に選定されております。平成8年に平等院の世界遺産申請中に平等院の後ろに高層マンションが建設されて、景観保全を検討するきっかけになったということでございます。

平成16年に国の文化財保護法改正があったことから、19年7月に調査の準備を始めまして、申請を行って1年半という比較的短い期間でまとめ上げたということでもあります。

調査の概要については、報告書の中の1ページに文化的景観ということの概念について御案内しているのと、それから2ページ目には調査結果ということで4点ほど述べております。それから質疑内容についてもQアンドAということで御案内しておりますので、少し御参照いただければというふうに思います。

所見になりますけれども、宇治市では91件の構成要素ということではありますが、まだまだ重要文化的景観という、この理解がまだ十分ではない。短期間で取り組んだということもあったんで、まだ十分でないということでありました。

そういう意味では、うきは市について言えば、現在、認定を調査しているところにおいては、地域の暮らしやその日々の営みということが構成要素の中に入ってくるし、それからどういったものが価値なのかということが十分に理解が得られないと、協力いただけないと、なかなか十分ではないと思います。

そういう点では、市民の方々への広報とあわせて、丁寧な説明、そして、どのようなまちづくりを維持していくのかといったところを、その辺の関係する住民の方々と、今調査段階から深めていく必要があるのではないかなというふうに思ってます。先日の議会報告会の中でも、その後、どうなってるか余り聞いてないということをおっしゃってましたので、ぜひこの辺は留意していただければなというふうに思ってます。

それからもう一つ、国土交通省関係所管の景観計画ということと、それから文化庁の今回の重要文化的景観ということで、所管がそれぞれ違うということもあって、宇治市は一体的な機構に、平成21年度からしております。そういう意味では、まちの景観を保全していく、そういうことで言うと、市民の営みは同一であるわけですので、事業推進に当たっては、やっぱり行政組織の整備が必要だというふうに改めて思いました。

そういうことも含めて、この2点について、今後、非常に参考になるのではないかなというふうに思って、今後の取り組みに生かしていきたいというふうに考えております。

それから、次に、学力向上についての調査について報告させていただきます。

11月17日、場所は敦賀市になります。3ページのところに、平成28年の学力テストの比較表を載せておりますけれども、参考にさせていただければというふうに思います。

調査目的については、全国の中でも常に上位に位置している福井県を訪問して、どのような取り組みをしているかということを確認すると、福井県の教育委員会、県の教育委員会の助言もいただいて、敦賀市を訪問させていただきました。視察には、学校教育課の内藤課長にも同行いただきました。ありがとうございます。

調査結果と概要ですが、先ほど言いましたお手元にちょっと細長い「敦賀市「知・徳・体」充実プラン」という横長の紙が入っていると思いますけれども、そういうのを御参照いただければいいというふうに思います。それを踏まえて、3つにまとめました。

1つは、方針の徹底の問題だというふうに思ってます。福井県の教育方針を各自治体が共有して、「福井型18年教育」として0歳から18歳まで、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校までの学習プランを持っているということでもあります。その具体化を自治体、それぞれの自治体

ですね、学校が担っている。保護者一般にもわかりやすいこういう広報内容を情報開示されて、学習調査結果などのところについても、ホームページでちゃんと公開していると。県、市町村、学校が同一方向を向いて教育を行っているということがあるかというふうに思います。

2つには、教育体制の充実を図っていることではないかなというふうに思います。丁寧な教育ということで、県予算で少人数学級編成を実施している。さらに、小学校の低学年には生活支援員、中学年・高学年には少人数指導教員の配置などを県の予算で行っていると。各自治体はそれを踏まえた上で、独自に学校司書や外国語指導員助手を配置するなどして、敦賀市の場合はそういったことで、目的を持って体制を図っているということでもあります。

そして、より確かな学力の実態把握をすとして、国と県と市の3つの学力調査を実施しているということでもあります。そして、その結果、「個を見取る」教育ということで、指導方法、内容の研究、改善につながる、いわゆる学習向上のためのサイクルをつくり上げていく。その中で、弱点の補強教育を行っていることではないかなというふうに思います。

それから、3つ目には、学びのつながりということでもあります。0歳から18歳までということ、その学びのつながりということですね。福井県が示している学習プランに沿って、敦賀市が今資料としてお配りしている「知・徳・体」充実プランをつくって、例えば国がつくる6歳児、学校に入ったときのスタートカリキュラムってあるんですけども、それ以外に「県幼保小接続カリキュラム」、いわゆる幼稚園、保育園、小学校が接続するカリキュラムをつくって活用して、五、六歳児への学びがつながるように、そして、無駄のない重なり、同じことを5年生でも6年生でもということじゃなくて発展するという、そういうような指導方法をしている。これが小学校6年生と中学校1年生の接続においても、敦賀市が作成したカリキュラムでスムーズな向上が図れるように、いわゆる小1の壁とか中1のギャップということが起こらないように仕組んでいるということでもあります。

そして、このような小学校教育の円滑な接続を図るために、小学校の先生が校区の幼稚園、保育園を訪問して研修したり、あるいは「幼保小ブリッジング事業」ということで、この幼児教育とのつながりを推進しているということでもあります。

また、ことしから中学校区単位で学力調査報告会を実施して、小中の先生方が同席して情報の共有化を図るなど、強みを生かして弱点を補強する指導に生かす、「小中一貫研修会」と言われてますけども、そういった取り組んでいるということでもあります。

そのほか、各学校には、目指すべき重点教育目標をつくらせるスクールプランを公開しておりまして、これもホームページに載っているそうです。各学校ごとにあると。具体的には、マネジメント力の育成、研修会を開催して、教職員の資質向上に取り組んでいるということでもあります。そういうものが全体に合わさって、重層的で総合的な教育方針をとっている実感を感じてま

いました。

所見ですが、まず、福井県の教育方針が、地に足がしっかりついた、子供の学びを大切にする内容であるということがよく理解できました。また、方針の具体化について、県、市町村、学校、家庭、地域それぞれに役割分担がされており、総合的な積み重ねによって学力調査の結果が出ているということが今回よくわかりました。

特に、個を見取る丁寧な教育という学力向上の検証の仕組みがあると。所管の異なる幼保小中連携というつながりを大切にする教育の進め方、そして、集団指導の育成にも力を注ぐという点については、先端とはいえ、やっぱり学ぶべき価値は非常にあったというふうに思っております。

当委員会としても、このたびの研修結果を検証しながら、うきは市の教育施策にいい提案ができるよう取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、医療費削減に関する浮羽医師会との懇談会について報告いたします。

日時は10月31日で、浮羽医師会館で行いました。懇談の目的については、うきは市の国保及び後期高齢者医療制度における医療費にかかる費用が県内でも高いという認識に立ち、医療費適正化に向けた意見交換を図るために行っております。今回で2回目ということになりますけれども、改めてうきは市が推進するジェネリック医薬品の使用率引き上げによって医療費抑制につながるということも含めて、そのジェネリック医薬品の重要性について、相互理解が図れたものと思います。

今後も、患者や各病院が主体的にジェネリック医薬品を上手に活用していくことが重要なことだということで理解を深めることができたのではないかなというふうに思います。

それから、うきは市が進める地域包括ケアとか、今後のいろんな課題構築に向けて、改めて連携を強めていく課題もたくさんあるなということを確認いたしました。引き続き今後も懇談していくことにいたしましたので報告しておきます。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 一つ教えてください。学力向上についての調査について、お尋ねしたいと思います。

いいとこの先進地をしっかりと研修してきて、我がうきは市との比較をしっかりと試みたと思いますが、まず3ページの28年度全国学力テストの結果、敦賀市のほうは非常に高い、全国の平均を上回って非常に上位にあると思いますが、このうきは市の中学校で、国語B、算数A、算数B、極端に小学生でもまあまあ平均値に近くあるんですけどね。中学校になって、ごとっと落ちてる

この原因については、何か分析なり委員会の中でそのへんの思いがあったかどうかを、ごもっとここで、小学校ではまあまあ行っとなったのが、中学校でというのが、私も共通認識を持ってるんですけどね。何か話し合っって、そういうものについて、この数字で分析したものがありましたらお教えください。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 結論から言いますと、この成績一つ一つについて、どうだという議論はいたしていません。今回の中心点は、やはりどういう構造的な背景か何かあるのかといったところが、やっぱり大事な点だったというふうに、これから、やっぱりこの辺は検証していくということだろうと思いますし、たしか10月7日に、皆さんのところには、たしかことしの結果について、お配りさせていただいていると思いますけれども、その結果をどう分析するかは、これから教育委員会がどう進めていくかということに係るかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

---

### 日程第7. 議案第93号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、議案第93号専決処分の承認を求めることについて（うきは市専用水道給水条例の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） おはようございます。住環境建設課長の江島でございます。

議案書1ページでございます。

議案第93号専決処分の承認を求めることについて。

この件につきましては、専決処分案件であり、速やかに議会のほうで承認を受ける案件でございましたが、承認手続につきまして失念をしておりましたことに対し、大変申しわけなく思っております。

うきは市専用水道給水条例の一部を改正することについて、別紙のとおり、専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成28年12月9日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

専決第11号専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分す

る。

記。

うきは市専用水道給水条例の一部を、別紙のとおり改正すること。平成27年9月30日、うきは市長高木典雄。

3ページに移ります。

うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元のほうに新旧対照表のほうも用意しております。新旧対照表1ページでございます。

うきは市専用水道給水条例の一部を次のように改正をいたします。

第2条中、「第6号」を「第7号」とし、「第5号」を「第6号」とし、「第4号」を「第5号」とそれぞれします。そして、第3号に次の1号を加える。(4)で、「うきは市吉井町新治市営住宅新治団地内」を挿入するものでございます。附則、この条例は平成27年10月1日から施行をする。

以上、提案いたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃ、1点お伺いをしたいと思います。

ただいま江島課長のほうから専決処分を失念したことについての議会承認が、1年余、空白状態が続いたということでございます。これはもう、地方自治法の179条第3項に反するものでもございます。このことを責めるんじゃなくして、今後、どういうふうにかつこういふミスをなくすかということの確認をしたいと思います。

江島課長が、私からすれば、この問題については、専決まで、市長の決裁を受けて専決処分でもう改正条例は効力を発揮するわけです。この議会の承認なくても効力は生きるんです。これはもう制度的に十分承知してますが、ただこういうことが次の議会ならば、もう12月議会なりに、もうこの承認を求める議決がなされるべきでありまして、これがもうどこにも責任の所在がないまま今日に至ったということでございますので、私は江島課長じゃなくて、総務課の所管にも移っているというふうに思ってます。専決処分されれば、公告式条例に基づいて告示を発行するつちや、もう総務課の所管に入っていると思うんですよね。

だから、そのあたりをきちっとしない限りは、責任が曖昧な中にこういうことがまた起こってくると思いますので、今後の対策について、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長公室長。

○市長公室長（石井 好貴君） 私のほうから今の御質問についてお答えをさせていただきます。

本来であれば、当然、地方自治法96条に従って、議決案件、議会のほうにお出しをして、審

議をしていただいて、決したというのが筋でございますが、やむを得ず専決として生じた案件につきましても、議員言われるように、総務課のほうで告示とありますので、総務課のほうで情報の管理を行い、条例等については、全協等で御指摘等も過去にいただいておりますので、全協に報告し、次の議会に議会報告案件として処理するように徹底をしてみたいと思います。

今後は、総務課のほうでびしっと情報管理していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、7番からも質問がありましたけれども、地方自治法の179条の第3項に、「前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」というようなことを決められてあるんです。つまり、地方自治法に違反しているということなんですよ。法律で定めてあるけども、そのことをやってない。

それと、せんだって、いわゆる予算処置はやっているということではありますがね、この市営住宅新治団地の給水戸数は何戸になっているわけですか。まず、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 現在の給水状況でございます。平成27年9月に第1期工事完成いたしましたして、36戸の給水の使用料が発生をしております。27年度調定で、約25万7,000円の調定額となっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 36戸だったらすよ、これは10月1日から施行してありますからね、当然27年度の補正予算にその使用料が上がってこなきゃならんでしょう。27年度、補正予算では全く上がってありませんよ。いわゆる、地方自治法の210条では、総計予算主義の原則というのが決められてあるわけ、法律ですよ。なぜ予算処置をしなかったのかということです。27年度ですよ。

36戸ですか、給水施設をしてあれば、当然、料金収入が入ってきていると思いますよ。ところが、成果表の中には、27年の成果表、この中には、市営住宅新治団地というのは全く上がってこないんですよ。なぜ成果表にも上がってないかと。というのは、予算処置もしてない成果表にも上がってないということですから、これ債務はどうなっているわけですか。もちろん監査は受けてありましようけれどもですよ。監査受ければ、当然、成果表に上がってこなきゃならんわけですよ。それが上がってない。

そこで、成果表を見てくださいよ。26年度の成果表を見ますとね、使用料の調定額が



850万2,430円ですよ。そして、27年10月からですよ、いわゆるこの新治団地の36戸に対して供給を開始したわけでしょう。それが何で27年度のほうが調定額が少ないんですか。835万9,180円ということですから、前の年よりも落ちているわけですよ。本当は、27年10月からでありますけれども、6カ月も上がらなきゃなりませんよ。それが上がってない。

じゃあ、予算はどうかというと、予算も少なかったんですよ、27年はですよ。814万5,000円ですからね。当然、これは補正予算で予算を追加しなきゃならないのに追加してない。28年度の予算見ますと、849万2,000円ということで、これ上がってきております。34万7,000円ほどふえてありますけどね。この成果表にも上がってない、これどういうことか、その辺、詳しく説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 27年度の成果につきましては、御指摘のように、本来ですと、その補正を組んで、使用料の補正を組んですべきところだったと思います。しかし、27年度の成果表のほうにつきましては、この新治団地の36戸分の使用料につきましては計上をしておるところでございます。（「計上してる」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 申しわけございません。27年の成果表につきましては、訂正をして差しかえをしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 差しかえをしたと。いいでしょうか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる専決処分をして、それを次の議会に報告しないのも悪いけれども、いわゆる予算にも上げないということは、なおさら地方自治法の210条に違反しているわけでしょう、皆さん方はですよ。地方自治法の210条では、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」ということが決められてあるわけですよ。それまで怠ってしまっているということでしょう、言いかえりゃ。なぜこういうことが起こってるのかということなんですよ。

先ほど、これは公室長から、対策、申し述べられましたが、これはいわゆる専決処分の報告だけじゃなくて予算処置もやってないということですからね。まだ予算処置もしないまま、いわゆる架空の収入を上げてるということでしょう。成果表については追加してありますということで、追加、それは訂正を見ますけれどもね。予算処置はやってないということでしょう。いま一度、答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。10時40分より再開します。

午前10時25分休憩

.....  
午前10時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

答弁を、住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 先ほどの13番からの御質問でございます。

本来、専用水道につきましては、現在、8の住宅のほうからの専用水道の給水をしておりまして、使用料を徴収しておるわけでございます。本来、27年度の当初予算で調定額のほうを計上しておりました。収入につきましては、使用料というところで一つのところに収入として入ってきているわけでございます。本来ですと、その新治団地、10月からの給水開始ということで、当然、そこで調定額の変更等が必要だったというふうには思いますけれども、調定額、当初の調定額とその時点での収入状況を見ながら、予算について、そこで予算の調定の変更をするまでもないというふうなところで、決算書のほうで収入のほうを上げたところでございます。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第93号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、承認することに決しました。

---

#### 日程第8. 議案第95号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、議案第95号うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） おはようございます。議案第95号うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の朗読については、省略をいたします。

議案書7ページをお開きください。うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定についてですが、うきは市自治組織条例の一部を次のように改正するとしております。

今回の一部改正については、3点の改正を予定しております。新旧対照表で御説明させていただきますが、対照表の2ページをお開きください。1点目は、第9条に規定をされていますコミュニティセンターの休館日に誤りがありましたので、12月28日を12月29日とするものでございます。

2点目は、別表第1に関し、御幸コミュニティセンターを、平成29年4月から、現在の男女共同参画センターに移転する計画でありますことから所在地を変更するものであり、また福富コミュニティセンターも、建てかえに伴い、建物が建つ地番が変わることから所在地を変更するものであります。

3点目は、別表第2に関し、コミュニティセンターの各室使用料を、御幸コミュニティセンターについては、新たな部屋名に変更した上で、これまでの男女共同参画センターの料金から、他のコミュニティセンターの料金に用いております平方メートルあたりの単価で算定し直した料金に変更するものであり、また、福富コミュニティセンターについても、新築される各部屋の広さに応じて、新たに料金を設定するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今現在、建設中の福富コミュニティの件の所在地について、ちょっとお伺いしたいと思います。

御承知のように、東側に延寿寺川が流れておるわけですが、その左岸になりますかね、川の西側ですね。そこが、登記上、河川敷になってるところで、所有者が云々ちゅうこと、市になっているような状況は、御承知のことと思いますけれども。その敷地を今回、竣工が来年の3月ですけど、それに合わせて、コミュニティの敷地に入れ込むというか、そういう話を私、申し上げて、お願いをしていたと思いますけれども、その件につきまして、現在の経過、それから今後どういうふうになるのか、その辺がもしおわかりでしたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 経過について、御報告をさせていただきます。

今回予定しております福富コミュニティセンターのすぐ東側に延寿寺川が流れております。その川と市の境界との境におきまして、国土調査の折の境界が確定をいたしておりません。したがって、部分的に河川敷が広くとられておる状態でございます。実際には、そこに個人の住宅なり、あるいは工場なりがあるという状況でございます。

先日、その工場の所有者の方から御相談がございました。しかしながら、この部分を解決するというのが、非常に法的な手続きが難しいという現実があるところでございます。そういった状況を踏まえまして、今回につきましては、市のほうで買い受けなり寄附をいただくということにつきましては、登記上の変更関係が難しいということでお断りをいたしました、そういったところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） この建設にかかわって、こういうのが現状としてわかったわけですね。それで、いずれにしても、あのままじゃどうかなということですから、国土調査でその辺がいろんな事情でなっていないのはわかるんですけど、今回のコミュニティセンターもそうですけど、北側の福富小学校がございまして、その河川の、その体育館の部分も河川敷に今建っているような状況ですね、記念碑もその河川敷に建っているわけですね。これ自体がやっぱり整理しないと、将来的にどうかなっちゃう気がしますから、その辺を含めて、この際、きちっとやったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますから、いろいろ法的に難しい面があつて時間を要するということはわかりますけれども、誰かがいつかやらなくちゃいけないことならば、今気づいた時点で処理をしたほうがよろしいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） おっしゃるとおりだと思います。ただし、これを解決するためには、河川敷に沿って、かなりの地権者の方の総意をもってやらなくちゃならないということになるかと思います。そういったことから、御指摘の部分、わかるかと思いますが、ちょっとしばらく時間をいただいて、できるかどうかということを検討させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 懸案事項ですから先送りせずに、今の時点で金子課長が在籍中に、ぜひ処理をしていただきたいと思いますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 私の在籍は3月まででございます。ちょっとそれは無理だと思います。恐らく数年がかりになる可能性が強いと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） ちょっとお尋ねしたいんですが、資料の件でお尋ねしますけれども、議案書の7ページのところの「別表を次のように改める」という10番と、こっちの新旧対照表の2ページの改正案の福富コミュニティ10番の番地が違うのは、どっちが正しいんでしょうか。またきちんと建ってから、また条例変更するんでしょうか。そのために今回出したんじゃないかと思いますが、旧の番地がそのままになっているんじゃないでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 関連で2番、鏈水議員。

○議員（2番 鏈水 英一君） 今の御幸もじゃないかな。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 申しわけございません。旧の地番がそのまま議案に掲載されているようでございますので、申しわけございませんが、差しかえをさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 差しかえをするそうです。

ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、御幸のことでお尋ねします。御幸は、今度、いわゆる男女共同参画センターのほうに移転するわけですね。じゃあ、今の公民館はそのまま、自治協議会はそのまま残るわけですか、これが1点ですね。というのは、御幸地区公民館が建ったわけです、あれはですよ。ここに覚書があるわけですよ。「御幸地区公民館の利用について」ということでですね。これ、平成5年ですか、11月30日に決裁になってありますけれどもですよ、一応決裁文、読んでみます。

「御幸地区公民館の利用について、このことについて、御幸地区公民館建設に伴う用地取得に当たり、旧千足公民館跡地（千足1丁目、千足2丁目、千足3丁目共同用地）を別紙のとおり、同用地の寄附及び取得を受けましたので、御幸公民館の利用について、下記のようにしたいので伺います。記、1、千足1丁目、千足2丁目、千足3丁目、各分館として利用を認める。」、それから「（2）上記1の具体的利用については、御幸地区公民館運営委員会と協議する。」という一札が入っているわけですね。これはどうなるのかということですよ。この一札が入っているということになりますと、言いかえれば、千足1丁目・2丁目の方々が、ここを使わせてくれということになりますと、この条項では使わせるということになってるからですね。このことについては、どのように解決しているのか、あるいは、この文書をどうされるのかということです。

いわゆる、働く婦人の家ですね、男女共同参画センターのほうに移転しますから、そちらのほうで建つということであつたらですよ、この文書をつくりかえなきゃならんと思いますが、これについて答弁をお願いしたいと思います。

それからもう1点はですよ、ここに御幸地区の自治協議会のことが、コミュニティセンターのことが書いてありますが、たくさん部屋ができてるわけですね。1階、講習室、1階、和室、1階、茶室、それから調理室、2階、ホール、2階、第1研修室、2階、第2研修室、2階、第3研修室ですね。これは働く婦人の家で建てたときは、そのまま男女共同参画センターになってありますが、軽運動室A、それから軽運動室Bですね、それから調理室の大、講習室の大ですね、それから講習室の小、調理実習室、それから和室、これだけしかないのがですよ、このようにふえられてありますが、この明細は提示できないわけですか。例えば、これがこうなりますということですね。じゃないと、この男女共同参画センターの条例で決められた部屋数と全然違ってありますからですよ、どのように変わってきているのかですね。

例えば、1階茶室ですが、60円、市内の者が利用する場合。これは男女共同参画センター条例には、このようなものはないわけですよ。だから、どこにつくられるのかですね。で、福富のコミュニティセンターもここに書いてあります。これはもう新しくできるからですね、当然ですけど、こちらはですよ、いわゆる今までの男女共同参画センターをそのまま御幸のコミュニティセンターに利用しますから部屋数が合わないからですよ、これについて明細な図面を出していただく、これをお願いしたいと思いますが。

以上、2点です。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 2点について御質問いただきました。

まず1点目の平成5年当時の文書の件でございますが、これについては、当方のほうも承知をしております。当時、過去の経過から、地元区であります千足1丁目・2丁目・3丁目について、分館としての使用を認めるという旨の文書であると理解しておりますが、この文書の関係、ございましたので、今回の移転に伴いまして、千足1・2・3、それぞれの区の区長さん、そして分館長さんには御説明をさせていただきまして、今回の移転について御了解をいただいているところでございます。3丁目につきましては、新たに分館を建てられておりますから、そちらを使うということでありまして、1丁目・2丁目についても、必要な場合において、新しい御幸の自治協議会、コミュニティセンター、こちらのほうを借用させていただき、借用するというようお願いをし、了解をいただいているところでございます。

したがって、そういった整理をしておりますので、この文書につきまして、改めて破棄するか、そういった部分については、お話をしておりません。それぞれの区に御説明をし、了解をい

ただいているということでございます。

それから2点目でございます。それぞれの部屋の使用料でございますが、今回の移転に伴いまして、若干の工事等も行います。さらに、2階の元の図書室であった部屋が、かなり縦長になっておりまして利用しづらいということですから、間仕切りを設置する関係で部屋数がふえたりしております。それから部屋の名称についても変わってきておりますので、これについては資料で提出をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三三郎君） 問題は、1丁目、2丁目、3丁目はもう新しく公民館、地区公民館建設しましたからですよ。しかし、この文書はそのまま残しておきますと、ずっと生きることになりますよ。公文書ですよ。

したがって、やっぱり現在の区長を交えてですよ、この文書を撤去して、そしてやっぱり新しいコミュニティセンターを使うように話ができるのなら、そのように私は文書をつくり直す必要があるんじゃないかと思うわけですよ。このままではどうにもならない。

それから、以前申し上げたでしょう。実は、1丁目、2丁目、3丁目は公民館をつくるということで補助をもらってありますからですよ、補助金をもらってる。合わせますと5,000万ぐらいですか。したがって、これについては、やっぱり地元の公民館、地区公民館として活用してもらおう。そのためには、その地区に売却するのが一番いいんだということを申し上げておりましたけれども、どうもそのようになってないようではすけれども、なぜこの公民館になるコミュニティセンターをかえる際に、もう少し長年の懸案であることを解決しないのかどうかということですよ。これについて、いま一度、答弁願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 先ほどの平成5年当時の文書でございますが、その後に、浮羽町と吉井町が合併する少し前であります平成17年に、再度、御幸公民館の使用契約書という形で、実は、御幸の公民館運営委員会のほうと地元行政3区——1丁目・2丁目・3丁目、こちらのほうで新たに、また契約書を結んでいるところでございます。市が直接当事者ではございませんが、新たに17年に結び直しております。その後に結ばれた契約書の存在もでございます。そういったことも含めまして、過去の平成5年の文書の取り扱いについては、地元ともお話をさせていただきたいと思いますが、3丁目のほうから文書で正式に、もう御幸公民館使用契約の解除通知については平成20年にいただいているところでございます。今回の話の中で、1丁目・2丁目についても御理解をいただいているというふうに考えておりますから、再度、1丁目と2丁目については、意思確認なりを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、建物の後利用のことでございますが、建物の後利用につきましては、公的な使用を

検討してまいりたいと思います。検討してまいります、それが困難な場合については、地元への売却も含めまして、有効な活用方法を検討したいと思っております。当面、地元のほうからは、正式な意向は聞いておりませんので、それも確認をしながら進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 実は、千足公民館を整備するというので2,000万、それから千足の、いわゆる子供遊園地ですか、これを整備するというので3,000万、県から金が出てくるわけですよ。これは、やっぱり有効に活用しないことには、これは大変なことになるだろうと思います。5,000万の金がどこ行ってるかわからんということやったらですよ。

平成8年1月10日で、福岡県藤波ダム建設事務所長と契約をしているわけですよ。「甲」というのは、いわゆる藤波ダム下流対策協議会のことですよ。第5条に、甲において、契約を履行しないときは返還しなければならないということが決められてあるわけ。2,000万ですね。千足公民館の整備をしないときは返しますということですよ。

それからもう一つは、これは平成8年の1月23日の契約書。どういうことかということ、子供遊園地整備ということで3,000万、お金が出てくるわけですよ。これも第5条で、甲において契約を履行しないときは返還をしなければならないというのが第5条に決められているわけ。だから、時効になってるというんなら別ですよ。時効になってないなら、これは5,000万返さなきゃならんことになりますよ。どこが管理してるか知りませんが、でもですよ。

したがって、こういうことを解決するためには、地元の公民館があるなら別ですけど、ないんですからね、1丁目・2丁目にはですよ。したがって、もう公民館、地区公民館ですね、言いかえればですよ。地区公民館整備ということで、これを充当したら、一番いいことになりますけどですよ。

それから先ほどの平成5年の文書は、もうそのまま放っておくということですね、言いかえりゃですよ。話ができてから。ということになりますと、この文書だけはまだ生きてるということになりますよ。私は、破棄したほうがいいだろうと思いますよ。はっきりそういう道筋が立って、いわゆるコミュニティセンターの中の一室を、千足1・2丁目の公民館として使用することを許可してるんだったら、この前の文書はやっぱり破棄すべきだと思いますけども、いま一度、答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 御指摘がありました補助金といいますか、2,000万、3,000万と補助金が出てるということとございます藤波ダム下流域対策の関係であろうかと思いますが、詳細に、まだつかんでいないこともありますので、その件に関しては、再度こちら



の、地元とも内容をお聞きして、調査をさせていただきたいと思います。

それから、平成5年の契約の関係でございます。先ほど申し上げましたように、17年に改めて公民館の使用の契約を結んでおります。その中には使用期間ということで、御幸公民館が現在地に存続する限り、千足分館として使用することができるという条文がございまして、これを解釈しますと、御幸公民館が移転するわけですから、これをもってこの契約自体といいますか、地元3区が御幸公民館をこのまま使うということは解消するというふうにも読み取れますが、5年の文書をそのまま残すか残さないかにつきましては、1丁目・2丁目とは話をさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにございますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） さっき13番のほうから、また資料を、瀧内課長のほうが資料を提出するというので、今の男女共同参画センターの部屋数の違い、それでこれはリフォームをするということだと思うんですが、一つ確認したいのは、この補正予算の中で、2款1項14節地域コミュニティ推進費の中のコミュニティセンター営繕工事費410万、これがそれということで理解してよろしゅうございますか。まずそれをお聞きします。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） そのとおりでございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） はい、わかりました。条例が通って、予算が通って、リフォームに着手するということですね。

それでもう1点は、この部屋の使用料ですね、面積に応じての単価がここに出てきております。いつも気になるのは、決算の段階で、条例でコミュニティなり地域活動については、もう部屋の使用は免除するというので、この条例の第12条、それから第3条の関係で免除しております。ただ、決算の成果表に出てくるこの使用料を受け取ってるコミュニティと、ゼロのところが多分にありますね。そのあたりが、ここで12条の第3項に出てくるのは、市長が、利用者が第3条というのは、コミュニティ、地域活動にはもう免除しますよということですけども、その辺のそれぞれの取り方ですね、その辺が、あの数字を見ると、使用料取ってるところもあるし、まるで取ってないちゅうところもありますから、結果はそうかもしれませんが、そのあたりの一つの定義というのをきちっとしとかないと、あの数字を見ると何か曖昧な気がして、市有財産としてですよ。

もう一つは、ここは部屋の使用料のみならず、私のほうがちょっと知らないかもしれませんが、今はもう空調、クーラーを使うし、暖房も使う。これはどうなってるんです。これは関係なしに、それを使おうが部屋代だけなんですか。一番大きいのが、私たちの地域の公民館も、空調

の使用料は時間によって取ってます。大きく電気料も相当エネルギー使いますからですね。だから、部屋だけの使用料というので果たしていいのかなという気がします、それは何か定義されているのかどうか、確認したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 横に暖房っち書いてる。（「暖房」と呼ぶ者あり）はい。使用料と。

○議員（7番 江藤 芳光君） 失礼しました。なら、料金のところだけを。料金徴収の件で。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 各コミュニティセンターの料金の徴収の件について、アンバランスといいますか、取られているところ、それから取っていないところ、その解釈に違いがあるのではないかと御指摘だろうと思います。御指摘のとおり、各自治協議会のほうに、指定管理者ということで管理をお願いしております。一定の条項上のどの部分については減免できるというような規定はございますけれども、その運用について、若干ばらつきがあるようございますから、それについては、できる範囲で統一できるように指導していきたいというふうに考えています。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第95号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、可決することに決しました。

---

## 日程第9. 議案第99号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、議案第99号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 総務課長、楠原でございます。議案の朗読は省略をいたします。

議案書の15ページをお開きお願いいたします。

うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、23ページにかけまして記載をしております。この案件につきましては、さきの全員協議会の折にも御説明をさせていただきましたとおり、人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市町村の、近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、職員の給与の改定を行うため、給与条例の改正を行うものでございます。

一つ一つに16ページからの第1条で規定をしておりますが、平成28年度分に係る改定でございます。大きく言って2点でございます。

1つ目が給料月額の新任給の1,500円、若年層につきましては同程度、その他につきましては400円の引き上げの内容でございます。全体で平均いたしますと、プラスの0.2%の改定となるものでございます。

2つ目が勤勉手当の0.1月分の引き上げの改定でございます。

続きまして、議案書の20ページの中段からになりますけれども、条例案第2条で規定していますものは、平成29年度以降分に係る改定内容でございます。扶養手当の見直しを規定するものでございます。

次に、議案書の22ページでございますが、22ページの附則第3条では、扶養手当の見直しに関する経過措置を規定するものでございます。

それでは、ここから新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表の13ページをお開きください。第21条勤勉手当、第21条第2項におきまして、人事院勧告と同率の0.1月分の引き上げ改定等を提案をさせていただいているものでございます。

中段の附則の第15項につきましては、附則の第12項に該当する特定職員、簡単に言いますと、55歳以上かつ6級以上の職員について、1.5%の減額支給について、勤勉手当率の改定に伴う取り扱いを定めているものでございます。

それから、続きまして、新旧対照表14ページから22ページにかけましては、別表第1に、人事院勧告等を踏まえた改定後の給料表を掲載をしております。

以上が、議案書の16ページからの改正条例案第1条に係る内容でございます。

続きまして、議案書の20ページからの改正条例案第2条についてでございます。こちらは、新旧対照表の23ページをお開きください。扶養手当に関します29年度以降の改定内容を記載をしているものでございます。

具体的には、扶養手当の見直し内容についてでございますが、金額で申し上げますと、まず配偶者につきましては、平成28年度1万3,000円が、平成30年度には6,500円、子につきましては6,500円を1万円という内容でございます。ただ、この中に先ほど申し上げました附則第3条によります経過措置が設けられておりますことから、平成29年度につきましては、配偶者につきましては1万円、子供につきましては8,000円というふうな動きになってくるものとなります。

それから、金額につきましては以上でございます。

続きまして、新旧対照表の25ページの中段の21条に関しましては、勤勉手当の支給率が平成28年12月期につきましては0.9月、現行0.8月ですけれども、0.9月と改定をされますけれども、平成29年度は、6月期、12月期とも0.85月となる内容でございます。

あっち飛びで申しわけありません。議案書に戻っていただきまして、議案書の21ページからの附則が記載されておりますが、今回の改定に係る施行期日等について定めているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第99号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、可決することに決しました。

---

**日程第10. 議案第100号**

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、議案第100号うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書の24ページをお開きください。議案の朗読は省略をいたします。

うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例案について、29ページにかけて記載をしております。この案件につきましては、先ほどの議案第99号と同様に、本年の人事委員勧告等を踏まえ、自動車学校職員の給与の改定を行うために給与条例の改正を行うものでございます。

なお、議案書の29ページ、附則3条に、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の例によるというふうな規定がなされているものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第100号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は可決することに決しました。

---

## 日程第11. 議案第101号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、議案第101号うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書の30ページをお願いいたします。

議案第101号うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、内容は、朗読は省略いたします。

次ページをお願いいたします。うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例について、新旧対照表は、33ページのほうでございます。

これにつきましては、先般、全員協議会のほうで内容等については御説明のほうをいたしております。

新旧対照表のほうでございます。第10条第1項第1号のただし書きを削る改正でございます。これにつきましては、先般の全員協議会のほうで御説明をしております専用水道料金の統一を図るための条例改正の提案でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第101号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は可決することに決しました。

## 日程第12. 議案第87号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第87号平成28年度うきは市国民健康保健事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長は、順次説明を願います。市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） お手元の資料65ページ、議案第87号平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,085万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億4,617万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月9日提出。うきは市長高木典雄。

お手元の予算説明書をお開きいただきたいと思います。

73ページ、歳入、3款2項2目国民健康保険制度関係準備事業費補助金140万4,000円、全額国庫補助金です。

次ページ、74ページ、4款1項1目過年度分の退職者医療制度療養給付費等交付金です。この金額につきましては、平成27年度退職医療制度の交付金の精算確定による金額でございます。

続きまして、次ページ75ページ、5款1項1目前期高齢者交付金、これにつきましても、前期高齢者交付金の精算金額確定に伴いまして、466万7,000円、増額補正をするものでございます。

続きまして、76ページ、歳出、一般管理費、細節の11節需用費消耗品43万2,000円。この43万2,000円につきましては、来年度の保険証、国民健康保険証の保険証カバー、単価20円の2万枚の消費税として43万2,000円を補正増額するものでございます。カバーにつきましては3年程度は使用できるものを予定しております。

続きまして、13節委託料140万4,000円、国民健康保険事務処理システム改修委託料となっておりますが、内容的には、平成30年度の国民健康保険の制度改正に伴います国民健康保険の資格情報を県内で継続使用するためのネットワークの構築で、本年度平成28年度は、自庁舎の庁舎内システムの改修で140万4,000円予定しております。

ちなみに、平成29年度は庁舎間のネットワークのシステムを予定するようにはしておりますが、これは厚生労働省が段階的にシステムの仕様書を出しておりますので、それに合わせて、各市町村が順次、システムの改修を行うために段階的なシステム改修が必要になっております。

続きまして、77ページ、保険給付費、一般被保険者療養給付費、財源組み替えでございます。歳入の前期高齢者交付金の確定に伴いまして、財源を466万7,000円、一般財源から組み替えております。

続きまして、78ページ、一般被保険者高額療養費3,000万、高額療養費として補正をかけております。この3,000万の補正の理由につきましては、高額の新薬が平成27年度に許認可を受けておりますC型肝炎の「ハーボニー」、これにつきましては、12週で約500万、それから肺がんの「オプチーボ」、これが平成12年の12月に認可を受けておりますが、これが1回の投薬で130万、年間3,500万という高額な医療費でございますが、当うきは市内の被保険者の方も御使用、使われておられる事例がございまして、金額を補正するものでございます。補正の幅につきましては、前年度対比で約4.5%程度の増額ということで3,000万円の計上をしております。

続きまして、退職被保険者等高額医療費、500万の増、これにつきましては、退職者医療、昨年度に比しまして被保険者の方の、入院の日数が増加をしております。ただし、薬剤については微増なので、高額な医療費の使用ではないようですが、入院の月数がふえておりますので、これにつきましては前年度比の33%程度、500万の増額をするところでございます。

続きまして、79ページ、後期高齢者支援金で、減額の169万5,000円、これにつきましては、10月1日から特定適用事業所、500人以上の特定適用事業所の健康保険の加入者の適用拡大がなされております。これに伴いまして、国保から社会保険等に切りかわっていております関係で、各保険者の負担の再計算がされております。これに基づきまして、国民健康保険でありますうきは市のほうの後期高齢者支援金が169万5,000円減額になっております。

続きまして、80ページ、4款1項1目前期高齢者納付金、補正額3,000円、これも10月1日の制度改正でございますが、前期高齢者の被保険者は国民健康保険の方が多ございますので、この分は3,000円の増ということで確定しております。

続きまして、次ページ、81ページ、介護納付金、1目介護納付金、補正額2,414万6,000円の減額、これにつきましても、10月1日の健康保険の適用拡大に伴いまして、介護保険の被保険者が社会保険のほうに移行している関係で2,414万6,000円減額することで確定通知が来ておりますので、この分を減額をしております。

続きまして、82ページ、7款共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、補正額3,147万3,000円、医療費で先ほど御説明申し上げました高額医療費、新薬の使用が、平成27年度末から28年度にかけて御使用いただいている関係で、高額医療費が増大をしております。これに伴いまして、80万円を超える医療費等について、各市町村間で拠出金を出し合って賄っておる、この制度でございますが、総額の医療費が上がっておりますので、うきは市の負担分が補正



額3,147万3,000円増額するものでございます。

続きまして、2目保険財政共同安定化事業拠出金、これにつきましては、高額医療ではございますが、80万円まで、医療費の80万円超える部分は高額医療でございますので、80万円までの分の金額に対して、各市町村間で相互扶助する共同安定化事業拠出金でございます。この部分につきましては、現時点で通知が来ておりますが、3,582万5,000円の減額が来ております。これに基づきまして補正するものでございます。

続きまして、83ページ、一般被保険者保険税還付金、補正額200万、これにつきましては、8月に補正をしたばかりでございますが、被保険者の資格喪失、社会保険証加入等の理由で還付金、過年度の還付金が出ております。内容につきましては、調査しました結果、ここ二、三年の就職者、ですから二十歳とか二十二、三歳ぐらいの方なんです、こちらの方の就職時の手続漏れ、社保加入の手続後なされてないので現時点でされると。これはことしから個人用の社会保険証に切りかわっておりますので、それで皆さんお気づきになられたということが多くございますが、そういう理由で、今後もまだ発生する可能性がありますので、金額的には、昨年が150件ほど出ております。現在120件、あと30件ぐらいを見越しまして、200万の増額補正をするところでございます。

続きまして、予備費、歳入歳出の調整といたしましては、補正額が増額の157万6,000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 補正予算書の85ページになります。職員の人件費の補正について、説明をさせていただきます。

給与費につきましては、給料で23万9,000円、職員手当で24万8,000円の合計48万7,000円の増額となっております。退職手当組合負担金9万円、共済費5万5,000円の増額につきましては、給与の増額に伴い、14万5,000円の増額を見込んで計上をいたしております。

給与改定に伴う人件費への影響額についてですが、国民健康保険事業特別会計で18万9,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴いますものが44万3,000円の増額を見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載しております63万2,000円の増額を計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 73ページでありますけど、国民健康保険制度関係準備事業費ということで、これ補正前が162万組まれてありましたけど、今度補正で140万4,000円、これについては、歳出で76ページのほうに記載がなされているわけです。委託料、国民健康保険事務処理システム改修委託料ということですね。先ほどの説明では、段階的にこう、厚労省のほうから言ってきているということではありますが、30年から、もう新制度に移行しますからね、あと29年度でどの程度のシステム改修しなきゃならんのかですよ。いわゆる試算ができてあったら、その試算をお願いしたいと思います。29、もう30年度から移行しますから、当然29年度までにやらなきゃなりません。それについてお願いをしたいと思います。

それから、今ありましたね。いわゆる83ページですか、一般被保険者保険税の還付金ということで、これ確かに就職等やりますとね、いわゆる社会保険に切りかわりますからですよ、当然還付しなきゃならんということが出てきますがですよ、現在120件で、あと30件見込んでいるということではありますが、これはこの30件は本年度中に片づくわけですか。どのように周知しているわけですか。じゃないと、翌年度は過年度分ということで還付金が回ってくるようになりますからね。そういう場合の届け出等については、どのように処置されて集約してるのかどうですかね。あと30件で済めばいいけど、これで終わらなかつたら、来年度、29年度予算で過年度還付金ということで予算処置をしなきゃならんようなことになると、28年度で税金取って、それをまた29年度で返すということになりますと、当然、年度が違ってきますから大きな狂いが出てきますから、これについてお願いしたいと思います。

以上、2点、答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 御指摘がございましたシステム改修の件でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、制度改正が納付金のための修正、それから資格の修正ということで現在組んでおります。

先ほど申しましたとおり、厚生労働省のシステム仕様書が出ないと、なかなか確定しないのでございますが、来年度、最終年度でございまして、システム業者のほうに確認をしたら、最終の残り分はおよそこれぐらいだろうという概算で申し上げたいと思います。

今のところ業者間で予算組みするための概算としては、約400万程度は予算化をしてほしいということで、これで30年度スタートを切るという形になると思っております。

それから、83ページの還付金の件でございます。私が、約30件程度、200万と申しましたが、30件の根拠は非常にないものでございます。根拠というのは、昨年が151件ございましたので、前年度並みの方がお見えになるということで出した数字で、根拠はございません。

御指摘のとおり、本年度課税して来年度返すということが事例が起きるかというとき起きます。

そういう例は発生する要因はございますので、これにつきましては、広報等で手続漏れというような方について、今の御指摘の解消といたしましては、手続漏れの方ということで御周知を図るなりの努力をしてみたいと思いますが、その方が社保かどうかは、なかなかうちのほうでは把握がとれるものではありませんので、市民の方に周知していくという形をとらせていただきたいと思います。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 質問というよりか、実情をお伺いしたいんですが。平成30年に、県に国保の事務が移管します。今の質問のとおりであります。ただ予算上は、140万4,000円のシステム改修委託料のみ予算として上がってきますが、あと1年、この作業ですね、今準備作業というのがどういう状況なのか、そして職員がどれだけ携わってどういう状況にあるのかを、簡潔に概要のみお聞きしておきたいと思いますが、御説明をいただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 市民生活課長。

○市民生活課長（安元 正徳君） 12月補正で140万4,000円の補正をかけておる関連での御説明ということでお話をさせていただきますが、現在、納付金、市町村が支払うべき納付金の算定の検討の最終段階に入っております。職員のほうは、その納付金の算定するための資料づくりで、かなり毎晩遅くまで勤務をしております。

内容的に変わる内容につきましては、納付金が出てから被保険者の税率等の検討に入っていくこととなりますが、年明けぐらいから来年度早々ぐらいが大きな山場というふうに考えております。

ただ、最終的な県内での仕様が現在まだ固まっておりませんので、固まった段階で全員協議会等で御説明すべきと考えておりますが、今は不確かなところでございますので、私どもの入っているのも案が幾つも出ている状態の段階でございますので、もうしばらくお待ちをいただいて、ある程度の方向性出た段階で御説明申し上げたいと思えます。

今言えるのは、保険証の切り替え時期を県内で統一するというような話でほぼ固まっているところがございますが、それ以外の負担等の、市町村が負担するところについては、まだこの場で申し上げられるレベルまで県との協議が進んでおりませんので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第87号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第88号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第88号平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 補正予算書の87ページをお願いをいたします。

議案第88号平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月9日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、94ページをお開きください。職員の人件費の補正につきまして説明させていただきます。給与費につきましては、給料で14万8,000円、職員手当で29万1,000円の合計43万9,000円の増額となっております。共済費につきましては、給与の増額に伴い、8万2,000円の増額を見込んで計上をしているところでございます。

それから、給与改定に伴います人件費への影響額につきましては、後期高齢者医療事業特別会計で5万5,000円の増額と、それ以外の人事異動に伴うものが46万6,000円の増額を見込んでおり、合わせますと、合計欄に記載しております52万1,000円の増額を計上させて

いただいております。

戻りまして、93ページ、予備費です。一般管理費の増加分を予備費で調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 94ページでお尋ねいたします。

職員数1名、1名ですが、通勤手当がかなり上がっておりますが、これ補正後がですね、通勤手当。で、今議会報告会でも問題になってるんですが、職員が地元ではないというようなこともあります。市外に移っている職員も多いと聞きますが、そういったことがここに関係しているのか、この補正前と補正後の通勤手当の関係でお尋ねをいたします。どのように変わったのか。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいまお尋ねの通勤手当の関係でございますが、人事異動等の関係で変わってきておるものでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第88号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第89号

○議長（櫛川 正男君） 日程第14、議案第89号平成28年度うきは市立自動車学校特別会計

補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長は、順次説明を願います。自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 議案第89号平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月9日提出。うきは市長高木典雄。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書の103ページをお願いいたします。職員の人件費の補正につきまして説明させていただきます。

給与費につきましては、給料で277万4,000円、職員手当で322万円の減額となっております。退職手当組合負担金につきましては61万1,000円、共済費につきましては79万2,000円の減額を見込んで計上をしているところでございます。

給与改定に伴います人件費への影響額につきましては、自動車学校特別会計で41万9,000円の増額、それ以外の人事異動に伴いますものが781万6,000円の減額を見込んでおり、合わせますと、合計欄に記載をしております739万7,000円の減額を計上させていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 続きまして、歳出のほうの事業費のほうの説明をいたします。101ページをお開きください。

学校管理費で、補正で減額となりました739万7,000円につきましては、1款2項1目11節の需用費、ここに130万円の修繕料として計上しております。これは、校舎1階ロビーの待合室の空調設備の修繕費を予定してございまして、学校の空調は建設時に設置したものでございまして、22年が経過しております。稼働の不具合のために、今回修繕を行いたいというふうに考えております。700万の残りの570万につきましては、基金積立金のほうに回したいというふうに考えております。

102ページをお開きください。予備費の欄でございます。端数の39万7,000円は、予備費のほうに補正の増として計上いたしております。

説明は、以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） まず、人件費についてお尋ねしたいと思います。当初予算の一般職員が1人減ということになりますので、この原因が発生したのはいつなのか、1人なくなったのは。それをお聞きした上で、この1人がいなくても学校経営には支障がないということになりますと、今までのこともちょっと気になる場所ではありますが、かといって、賃金がふえてるわけでありませんで、嘱託等がふえたという予算の増額もありませんから、ここらの実情を、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） ただいまの御質問の件でございますが、職員数の1名の減ということでございます。人事異動による減でございます。あとは嘱託職員さんが途中で退職されたということで、そちらにつきましては、今年度に嘱託職員さんは採用を予定をしているところでございます。

事務につきましては、私も何度か現場を確認行きましたけれども、残っている職員さんのほうで分担をしてある状況でございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 少し追加で説明させていただきます。

まず、嘱託職員が1人、3月31日で自己都合で退職をいたしました。この退職につきましては、補充ということで4月から採用の手続きを進めてまいりましたが、やっと11月末に決定いたしました。1月1日に資格を持った指導員を今採用の予定にしております。

それから、昨年3月に条例の制定をいただきまして、職員につきましては、嘱託職員と臨時職員の2つということで、例えば、私も嘱託職員という形で27年度は予算を執行させていただきましたけれども、臨時職員という形で役職の位置づけが変わりましたので、その分につきましては、予算の使用につきましては、学校管理費の中の節間の流用を賃金のほうにさせていただいております。そういったことを含めて、このような予算の組み替えになっているところでございます。

それから、市役所の職員の方が、28年度からは今いらっしゃいません。事務職が1人減になった分につきましては、臨時職員で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の答弁で、実情はわかるような気もするんですけど、結局、人件費の739万7,000円という高額な人件費が、これが要らなくても、1人なくても経営には皆さん頑張ることができる。そして、楠原課長、総務課長からは、もう異動で減にしたというこ

とですね。もともと正規の職員が前年度で校長がおやめになったのかな。そして、事務主任が一般職員が1人いらっしゃいましたですね。その人が減になったということですから、これは経営上は非常にありがたいことですが、これでやっていけるというなら大いに結構でございますので、そういうことで今後も行くんだということで理解してよろしゅうございますか。

それともう一つは、570万の基金積み立て、大いに結構ですが、これ総額が今積立金が幾らになったのかを教えてください。いま一度、答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） まず1点目の件でございますが、人件費につきましては、先ほど申し上げましたように、職員と臨時職員と2つございます。これまで嘱託職員として予算計上していたうち、4人が臨時職員としてかわりましたので、その分が減額になっているところがあります。過去から臨時職員として計上していたものも含めて執行しておりますので、いわゆる職員の給与については、今回そういう条例の改正も含めて減っているというところでございます。そのかわり、臨時職員の分がふえているというところでございます。

それから基金の総額につきましてですけれども、年度当初は208万4,000円を積立金として計上しておりました。8月の補正で、前年度からの繰越剰余金の補正で、剰余金積み立てということで1,500万円を追加しております。今回の基金の積み立ての補正、含めると、570万を加えますと、今年度の積立予定が2,278万4,000円になります。それとあと利子、基金の利子元本繰入金ですね、これを含めると、合計で2,610万3,000円を今年度積み立てるといような状況になっております。

以上でございます。（「今までの基金の総額を」と呼ぶ者あり）基金の総額につきましては、2億6,659万6,793円になっております。これに予定では、今申し上げた金額を足しますと、計算上ですけれども、2億9,269万9,000円のお金になるというところでございます。

（「ちょっとゆっくり言って」と呼ぶ者あり）平成27年度末の成果表でも御報告しておりますけど、積立金の合計が2億6,659万6,793円です。これ決算のときに報告させていただいております。今回の今申し上げました2,610万3,000円を加えますと、1,000円単位で恐縮ですけど、2億9,270万円の予定になるというところでございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 言いかえれば、執行部から出向しておった職員がもう要らなくなった、言いかえればやめられたということですね。その方は、指導員ではなくて事務員だったんですよ。その方がいないということになりますと、やっぱり事務員は採用しなきゃならんじやなかろうかと思うわけなんです。それを、例えば嘱託職員でカバーしてやってるということに



なりますと、本業の教習ができなくなるわけです。ということになりますと、歳入減に陥ってきますから、これはやっぱり1人事務職員が退職された、このように739万7,000円が減額になってありますけど、その分が当然臨時職員か何かで事務職員を採用しなきゃ、いわゆる後の歳入に影響してくるおそれがあるわけですよ。

確かに嘱託職員は協力し合ってやっていくということですが、協力するのはいいですけども、その反面、教習がおろそかになってきますからね、その辺はどのようにカバーされてあるのか、実態をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 先ほども少し御説明しましたけれど、市役所の職員が減員となった後は、臨時職員を入れて、今やっております。市役所のほうにも、今お願いをしておりますけれども、29年度から事務職員を1人ふやして2人にする予定でございます。嘱託職員のほうに事務のほうのお手伝いということは、今現在、原則としてやらせておりません。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第89号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第90号

○議長（櫛川 正男君） 日程第15、議案第90号平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長は、順次説明を願います。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算資料105ページでございます。議案第90号平成28年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成28年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億6,902万3,000円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成28年12月9日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、109ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、1、変更、記載の目的、下水道事業、補正前、限度額9,560万円、補正後、限度額、5,610万円、3,950万円の減でございます。

続きまして、113ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金でございます。1節一般会計繰入金、金額3,150万円の増額でございます。これは市債の変更に伴います繰入金の変更でございます。

続きまして、次のページでございます。7款1項1目下水道事業債、1節下水道事業債3,950万円の減額でございます。こちらにつきましては、起債ヒアリングによります市債額の変更によるものでございます。

続きまして、116ページをお願いいたします。2款1項1目公共下水道建設費でございます。13節の委託料、補正200万でございます。内訳といたしまして、測量登記委託料50万、これにつきましては、民地になります管路築造工事につきまして、こちらの分筆登記をするための測量登記委託料でございます。

それから下水道事務継続計画策定業務委託料でございます。これにつきましては、BCP業務継続計画、いわゆるビジネス・コンティニューイティイー・プランでございますが、こちらの業務策定委託料というところで150万円の計上をするところでございます。

それから次ページでございます。3款1項2目利子、23節償還金利子及び割引料でございます。548万6,000円の減額でございます。これにつきましては、新発債の利率が確定したために、借入額の減額補正を行うものでございます。

続きまして、次ページでございます。4款1項1目予備費でございます。補正額マイナス195万5,000円でございます。これにつきましては、歳入歳出の調整によるものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 続きまして、119ページをお開きください。職員の人件費の補正について、説明をさせていただきます。

給与費につきましては、給料で190万円の減額、職員手当で3万9,000円の増額となっております。退職手当組合負担金につきましては、41万8,000円の減額、共済費につきましては、40万円の減額を見込んで計上をしております。給与改定に伴います人件費の影響につきましては、下水道事業特別会計で23万円の増額、それ以外の人事異動に伴いますものが290万9,000円の減額を見込んでおり、あわせると、合計欄に記載をしております267万9,000円の減額を計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点お伺いします。

116ページ、公共下水道建設費のこの財源ですね。地方債を3,950万、一般財源、繰入金と同額でございますけれども、これを市債を減じて、そして一般財源からまた繰り入れるという、一般財源に余裕が出てきたのかどうかわかりませんが、るるもうこの繰り越しの累計額の大きな金額の話がいつも議論になるんですけれども、その考え、原因と理由とその考え方について、お尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。建設事業債の関係でございます。本来、起債として当初予算の折に予定をしておりました工事内容でございます。210号線の舗装工事、それから単独によります建設管路築造工事、それから、現在行っています吉井地区の処理事業の計画変更の認可でございます。これらの事業予算につきまして、先般の起債のヒアリングを受けた折に、維持工事、あるいは、それからこの事業計画に伴います変更認可の委託料、これにつきましては起債の対象にならないというふうなことになりまして、今回、建設事業債のほうでの予算の財源の変更を行ったところでございました。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃ、確認ですけれども、当初では、この起債の条件枠に入らなかつたという予定で組み込んだけども、この査定によって、これは要件として認められないということが明確になったという理由でいいんですね。そういうことですか。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今議員の言われるとおりでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般会計からの繰り入れということで、113ページ、3,150万ということになりますと、28年度の繰り入れが7億2,550万になるわけですよ。7億からですよ、一般会計から繰り入れないとやっていけないという状況なんですね。この7億2,550万の中で、いわゆる認められる繰り入れは幾らなんですか。いわゆる7億2,550万が全部認められたわけじゃないだろうと思いますがね。で、年々ふえてきているわけですよ、繰り入れがですよ。年々、こう一般会計を圧迫するようなことになるわけなんですね。

そこで、継続の問題が出てくるだろうと思う。116ページにね。下水道業務継続、これを継続するためには、何か計画が要るわけですか。これは14年度に供用開始になったわけですよ。したがって、今14年目ですか、28年ですからね。来年15年度を迎えますけれども、この15年度で継続計画とか、そういうものを立てなきゃならんというような規定があるかどうかということね。

それからBCPをしてありますが、これどういう事業なんですか。このBCPとやられても、BCP策定業務委託ということで150万ですが、この意味については何か資料があるわけですか、BCP、こういうものを策定しなきゃならんというようなことがですよ。

それから、一番問題になるのは、いわゆる特定環境下水道というのが、うきはには3つあるわけですね。浮羽の分と、それから吉井の分とですね、それからもう一つ、屋部のところにもう一つ、特定環境下水道、あれも同じなんですよ。これを統合するよにということで、お話をしておりましたけれども、これはどうなるのか、この業務計画の中に入ってるかどうかということなんですよ。

それからもう一つは、平成7年ですか、運用開始がですね。あの農業集落排水事業、これももうずっと繰り入れ繰り入れで来ているわけですよ。むしろ繰り入れないとやっていけないような状況なんですね、あの農業集落排水事業というのはですね。屋部の分については、特別会計じゃありませんもんですから、きちっとしたものが出来てありませんけれども、この平成26年度までですか、農業集落排水事業については、もう2億1,000万ほど繰り入れしているわけですよ。わずか、たしか90戸ぐらいですね、農業集落排水というのはですよ。それをもってきて、もう2億円から一般会計繰り入れしている。だから、これについては、特定環境公共下水道に早く統合しなさいということをやっておりましたけれども、皆さん方、28年、県のほうでいわゆるそういう計画の変更がなされるから、それを待って、いわゆる特定環境公共下水道のほうに接続するように努力するということでありましたが、それはこの下水道業務継続計画の中に入るかどうかですね。

以上について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、下水道業務継続計画、このBCPということでお話をしたところでございます。このBCPにつきましては、業務継続計画、ビジネス・コンティニューイー・プランということで、これにつきまして、平成25年12月11日でございます、国土強靱化基本法が公布施行されまして、平成26年6月に具体的な実施施策等を示した国土強靱化アクションプランというのが示されております。

これは、東北の震災を機に、さまざまな災害が頻発する我が国におきまして、起きてはならない最悪の事態を念頭に置きまして、平時からさまざまな分野において取り組みを行い、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らないシステムを構築するというのが、このBCPの目的でございます。当然、この下水道施設につきまして……（発言する者あり）はい、このBCPは防災用語になります。この下水道施設といいますのは、当然、市民生活にとっては重要なライフラインの一つでありますし、災害時においても、その機能を維持、または早期回復をすることが必要不可欠な施設でございます。

現在、市では、平成27年度に、この簡易版の防災計画、業務継続計画を策定しておりますが、この28年度末におきましては、この国土強靱化アクションプラン2015ですが、これにおきましては、今市町村がつくってます簡易版から、より詳細な完成版を策定するような指示が来ておるところでございます。

現在、福岡県下47市町村のほうでこの事業をされておるわけでございますが、この完成版は、3市町村のほうで策定されておりまして、残る44市町村のほうは、29年3月まででその策定期限を掲げられているところでございます。

こういったことで、この業務継続計画というのは、防災面を盛り込んだ、そういった災害時において早期復旧をすると、そういった具体的な業務を業務策定を行うための継続計画の委託料というところでございます。

それから、今言われます市内のほうでは幾つかの下水道施設がございます。この統廃合につきましては、もう過去からの大きな課題というところで示されておるところでございます。

まずは、維持費の節減をすることによって、正常なこの会計に移行しなければならないというのは当然でございます。現在、うきは市の汚水処理構想の中で、この処理場の今後の計画をうたっております。それに基づいて、今後の手続といいますか、業務のほうを行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第90号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 議案第91号

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案第91号平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 補正予算書の121ページをお開きください。

議案第91号平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月9日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、128ページをお願いいたします。

職員の人件費の補正につきまして、説明をさせていただきます。給与費につきましては、職員手当12万円の増額となっております。共済費につきましては、8万円の増額を見込んで計上をいたしております。

給与改定に伴います人件費への影響額につきましては、農業集落排水事業特別会計で3万6,000円の増額、それ以外の人件費等に伴うものが16万4,000円の増額を見込んでおり、合わせますと、合計欄に記載しております20万円の増額を計上させていただいているところで

ございます。

戻りまして、127ページでございます。予備費ですけれども、一般管理費の増加分を予備費で調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第91号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、可決することに決しました。

---

### 日程第17. 議案第92号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案第92号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長は、順次説明を願います。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算資料129ページでございます。議案第92号平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年12月9日提出。うきは市長高木典雄。

135ページをお願いいたします。

3款1項2目利子23節償還金利子及び割引料でございます。16万4,000円の減額でございます。これにつきましては、起債、新発債の利率が確定したため、借入額の減額補正を行うものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 続きまして、137ページをお願いいたします。職員の人件費の補正につきまして、御説明させていただきます。

給与費につきまして、職員手当で2万1,000円の増額となっております。給与改定に伴います人件費への影響額につきましては、浄化槽整備事業特別会計で5万2,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴いますものが3万1,000円の減額を見込んでおり、合わせますと、合計欄に記載しております2万1,000円の増額を計上をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第92号については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は可決することに決しました。

---

### 日程第18. 陳情の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第18、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によっ



て、所管の委員会に付託をします。

ここで、市民協働推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 先ほど議案第95号におきまして、議案の差しかえをお願いいたしました。ただいまから差しかえをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あした12月10日から12月11日までは休会とし、12月12日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時32分散会